

第10回農業委員会総会議事録

平成24年10月5日(金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射水市農業委員会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第36号から第38号)
日程第4 議事(議案第40号から第43号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出 席 委 員 (22人)

1番	石庭 文男	2番	山崎 良吉
4番	土合 正夫	5番	中井 敏男
6番	山下 隆之	7番	横山 實
8番	石井 寿男	9番	前花 敏子
10番	山崎 秋夫	11番	永森 薫
12番	三島 博	13番	大松 治雄
14番	舟木 康眞	15番	杉森 雅弘
16番	山本 久雄	17番	水元 睦雄
18番	前田 進	20番	山谷 孝芳
21番	田中 智浩	22番	佐伯 洋作
23番	橋爪 秀夫	24番	永野 邦夫

欠 席 委 員 (2人)

3番	熊西 忠治	19番	向井 隆一
----	-------	-----	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第36号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主 任 坂木 茂利

射水市農林水産課

農政係長 鎧塚 英樹 主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後1時56分

議長(舟木会長)

それでは、これより第10回の射水市農業委員会総会を開会いたします。本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

なお、会議規則第5条の規定により「3番 熊西委員」「19番 向井委員」より本総会を欠席する旨の届出がありました。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「22番 佐伯委員」「23番 橋爪委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第36号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第36号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

横山委員

3番の さんの届出について事務局に聞いてみるんですけど、この相続を受けられた方って南砺市の方ですよね。
現実問題として、草管理や田んぼの水なんて、毎日来られるわけもないですし、本人さんは今後の管理をどうしたいって言うておられますか？
もし、事務局で掴んでおられたら教えてください。

事務局(安元)

今回、届出のあったこれら9筆の田については、隣接する集落の営農で耕作をされておりまして、今後も引き続きそちらにお願いされる予定であると伺っております。

横山委員

わかりました。

このような市外の方が相続された場合に、子や孫の代になっても将来的に、今のようにきちんと耕作されるのか心配はありますね。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第37号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終了いたします。

案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第38号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第38号農地法第18条第6項の規定による通知等についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、農地法第18条第6項の通知がありましたので、
ご了知をお願いします。
以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第40号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請に
ついてを議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書4ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第40号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった4件については、すべて規模拡大を目的とする
所有権移転です。

これらの案件は農地法第3条第2項には該当しないことから許可
要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。

よって、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

（議案第41号説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書5ページの議案第41号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第41号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は、農家住宅の既存敷地を拡張するための申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1番については、地元の熊西委員より説明をいただくところでありますが、本日は欠席ですので、代わりに事務局より説明をお願いします。

事務局(安元)

それでは熊西委員に代わって説明させていただきます。

申請者は約1.3ヘクタールの農地を耕作する兼業農家です。

申請者が以前に住んでいた居宅は正面及び南側を道路幅の狭い県道に面する交差点付近に位置していたことから、昭和63年の県道拡幅工事の際に、県の指導の下で現在の場所に「曳き家移転」をされました。

その際、敷地内に建っていた農機具格納庫や物置は取壊し、居宅の隅に新たな農機具格納庫と物置を建築し、現在に至っております。

ところが、今から約1年半前に先代が亡くなられ、その後の相続手続のために公図や登記簿を確認したところ、移築した格納庫や物置の建っている敷地が農地のまま、無断転用状態であることが判明いたしました。

当時、申請者自身が農地法についての知識がなかったこととはいえ、深く反省を致しているところであります。

そのようなわけで、今回のこのような違法状態を一刻も早く是正しようと、始末書を添えて申請をされたものであり、転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元生産組合や自治会等の同意も得られております。

以上です。

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第41号の1番について説明をさせていただきます。

農地区分は、申請地が射水市役所 庁舎より450mの位置にあり、転用しようとする面積も1,000㎡に満たないことから、これを第2種農地と判断し、目的も農家住宅敷地の拡張であることから、やむをえないと考えます。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第41号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第41号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

(議案第 4 2 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 4 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 6 ページの議案第 4 2 号をご覧ください。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 2 件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第 4 2 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番は、農家住宅の既存敷地を拡張するための申請です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1 番については、前花委員より説明をお願いします。

前花委員

申請者はコンビニエンスストア を展開する事業者です。

新規店舗開設のため、市道 線沿いを中心に、 体育館や 保育園、 公園があり、近く市役所新庁舎も建設される予定となっている 地内において、立地条件の良い場所を検討し、土地所有者との交渉を重ねた結果、今回の申請地を借り受けることで話がまとまりました。

転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元生産組合や自治会等の同意も得られております。

ところで、今回の申請地の真向かいにある 保育園は朝方、児童を送迎する車が頻繁に出入する中であって、今回、さらにコンビニエンスストアができることによって、交通安全上、危険な状態になるのではないかと危惧しています。

今後、事故とか起きなければいいと思います。

以上です。

会 長

2 番について、山崎良吉委員より説明をお願いします。

山崎良吉委員

譲受人は代々、地内で農業を営んでおり、県道を隔てた自宅前に昭和の初期頃に建てられた「納屋」を所有しております。

このほど、県道の拡幅工事が実施されることになり、この「納屋」敷地が道路用地として収用されることになりました。

このため、代替の「納屋」を建てることになり、近隣で敷地を探していたところ、現在の場所に隣接する農地所有者の方から敷地を譲ってもらえることで話がまとまりました。

今回の申請にあたっては、地元自治会並びに自治会等の同意も得られており、周辺農地への影響もないものと思われます。

以上、地元委員の意見を事務局より説明していただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第4号の1番について説明をさせていただきます。

申請地は市街化区域に近接し、一団の農地の広がりも10haに満たないことから、これを第2種農地と判断します。

次に2番についてですが、当該地は10ha以上の広がりの中にある農地であり、農地の面積も1,000㎡に満たないことから、これを第1種農地と判断します。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第42号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第42号については、許可相当と認め、富山県知事あて送付することに可決されました。

(議案第43号説明・表決)

事務局(青木)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案10件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長(舟木会長)

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第号36号射水市農用地利用集積計画の決定について原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第43号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了いたしました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝申し上げます。

以上をもって本日の第10回総会を閉会します。

(終了 午後3時16分)

その他報告事項

平成24年度 遊休農地解消事業の概要について

10月から11月にかけて市内全域において、農地の利用状況調査を実施することとし、調査の方法と日程、配布資料等について説明を行なった。

平成24年度富山県委員研修大会の開催について

平成24年11月15日(木)「とやま自遊館」ホールにおいて開催。
全農業委員参加。

次回開催場所と時刻について

総会開催日 11月6日(火)午後2時から
射水市役所 布目庁舎301号室

議 長 舟 木 康 眞

署名委員 佐 伯 洋 作

署名委員 橋 爪 秀 夫

